

特定建築行為着手届

令和8年 6月 2日

習志野市長 宛て

住所 千葉県習志野市〇〇1-2-3
事業者 氏名 株式会社ナラシノ開発
代表取締役 〇〇 〇〇
電話 047-XXX-XXXX

習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例第10条の規定により次のとおり届け出ます。

1 特定建築行為計画 概要書受付	受付年月日	令和8年3月15日
	受付番号	34-〇(R7-〇)
2 建築物の名称	(仮称)習志野市〇〇共同住宅新築工事	
3 敷地の地名地番	習志野市鷺沼〇丁目〇番〇 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地を記入)	
4 工事着手年月日	令和8年6月3日	
5 工事完了予定年月日	令和9年2月28日	
※受付処理欄	※受付印 (事業に関する問合せ先) 氏名 〇〇一級建築士事務所 担当 △△ △△ 連絡先 047-XXX-XXXX	

(注)1 事業者が個人の場合には、電話番号を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

※記入例を参考に漏れのないようにしてください。

手続き時の提出書類

必要提出書類一覧

No	<特定建築行為着手届> 1部
1.	<input type="checkbox"/> 特定建築行為着手届<第6号様式>

◆着手届の注意点

- 工事着手日が確定したら提出してください。
- 着手届未提出のケースが多々見られますので忘れずにご提出ください。

No	<特定建築行為完了届> 1部
1.	<input type="checkbox"/> 特定建築行為完了届<第9号様式>
2.	<input type="checkbox"/> 看板撤去後の写真
3.	<input type="checkbox"/> 軽微な変更に係る図書 ※ない場合は不要
(4.)	<input type="checkbox"/> 検査済み証の写し ※用途変更の場合は不要

◆完了届の注意点

- 建築基準法における完了検査が完了・検査済証が発行され、全ての工事完了後に本条例の完了届を提出してください。
- 看板撤去後の写真は、工事完了後（整地後）の資機材等のないきれいな状態で撮影してください。
- 完了届未提出のケースが多々見られますので忘れずにご提出ください。
本条例の完了届が提出されなければ条例の手続きは終了となりません。

◆着手届・完了届提出前に再度ご確認ください

- 書類に記載漏れはありませんか
- 添付書類は一式揃っていますか

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

習志野市役所 都市環境部建築指導課 ☎047-453-9231